

福岡県市販薬適正使用啓発資材制作業務 企画提案公募実施要領

1 事業の目的

近年、風邪薬や咳止め薬などの市販薬を、本来の効能効果ではなく、精神への作用を目的として、適正な用法用量を超えて大量に服用する「オーバードーズ」が若者を中心に拡がりつつある。

このことから福岡県薬物乱用防止第六次五か年戦略において、若年層を中心とした社会全体への啓発活動の強化・推進により、覚醒剤、大麻等違法薬物及び市販薬の乱用の未然防止を目指すとしたところである。

ついては、小学生及び中高生を対象とし、市販薬についての正しい知識及び不適切な使用の危険性をわかりやすく伝えることで理解及び関心を深め、適正使用促進に資することを目的としたパンフレット及び業者提案の啓発資材を制作する

2 委託業務名

福岡県市販薬適正使用啓発資材制作業務

3 業務内容

別添「福岡県市販薬適正使用啓発資材制作業務仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5 予算額

2,044千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 公募参加資格

公募参加資格を有する者は、以下の全てに当てはまる者とする。

- （1）福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- （2）委託業務に関するノウハウを有し、当該委託業務を円滑に遂行できること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- （4）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和6年5月10日改正6総厚第652号）に基づく指名停止期間中でない者。
- （5）福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

7 スケジュール及び提出書類

(1) 説明会参加申込書提出期限

令和7年7月16日(水) 17時まで

【提出書類】説明会参加申込書

【提出方法】電子メール又はFAX

【提出先】福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係

電子メール：no-drugs@pref.fukuoka.lg.jp、FAX：092-643-3305

(2) 説明会

令和7年7月23日(水) 10時から(30分～1時間程度)

【実施場所】福岡県千代合同庁舎8階 C801A

(福岡市博多区千代1-20-31)

(3) 質問書提出期限

令和7年7月31日(木) 12時まで

【提出書類】質問書

【提出方法】電子メール又はFAX

【提出先】福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係

電子メール：no-drugs@pref.fukuoka.lg.jp、FAX：092-643-3305

(4) 企画提案書提出期限

令和7年8月20日(水) 12時まで

【提出書類・部数】企画提案書 4部

【提出方法】郵送又は持参 ※持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時。

【提出先】〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係

(5) 第1次審査の結果通知

令和7年9月上旬(予定)

【審査方法】企画提案書による書面審査を実施し、評価の高かった順に3業者を選定する。応募が3業者未満の場合、全ての業者を選定する。

※第1次審査を通過した者については、県が指定する日時までに企画提案書を別途11部提出すること。

(6) 第2次審査の実施

令和7年10月14日(火) (予定)

【審査方法】第1次審査を通過した者を対象にプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、プレゼンテーションは企画提案書を基に実施すること。

※プレゼンテーションの時間・場所等、詳細については別途第1次審査通過者に通知する。

(7) 委託業者の決定通知

令和7年10月下旬(予定)

(8) 契約締結日

令和7年10月下旬～11月上旬(予定)

8 企画提案書の審査・選定

(1) 審査員

ア 第1次審査の審査員

福岡県薬物乱用対策推進本部事務局（以下「事務局」という。）に所属する次の職員とする。

福岡県保健医療介護部薬務課長

福岡県保健医療介護部薬務課課長補佐

福岡県保健医療介護部薬務課課長技術補佐
福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係長

イ 第2次審査の審査員

福岡県薬物乱用対策推進本部代表幹事11名とする。

(2) 審査基準

別添「審査項目表」による。

(3) 選定

ア 第1次審査

企画提案書の内容を審査項目表により審査し、評価の高かった者から順に3業者を選定する。

イ 第2次審査

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査項目表により審査し、最も高評価を得た提案を行った業者を選定する。

※いずれの審査についても、小項目「【小学生向け】パンフレット内容」及び「【中高生向け】パンフレット内容」の点数に著しく差がある場合は選定の対象外とする。

9 企画提案書作成要領

(1) 企画提案数

企画提案書は小学生向け及び中高生向けをセットとし、1者1提案のみとする。

(2) 企画提案内容

対象者（小学生及び中高生）が、市販薬の適正使用及び不適切な使用の危険性を学ぶことを前提とし、対象者別のパンフレットについて

- ①挿入する漫画（または漫画に代わるコンテンツ）の内容
- ②構成や内容について工夫した点
- ③付随する啓発資材があればその内容を提案すること。

なお、企画提案にあたっては、仕様書の作成条件に沿って作成すること。

(3) 企画提案書の様式等

ア 様式や記載方法は任意とする。

イ 表紙には、以下の事項を記載すること。

- ・宛先（福岡県保健医療介護部薬務課）
- ・提出年月日
- ・提案者名（法人名又は個人名）
- ・担当者（所属・氏名・連絡先（TEL・FAX・電子メールアドレス））

ウ 企画提案書（表紙を除く。）には、以下の事項を記載すること。

- ・提案者の組織、業務体制（デザイナーや印刷会社等の他の関係者がいる場合は、当該関係者との連携体制を含む。）
- ・ポスターやリーフレット等の啓発資材に関する過去の受注・制作実績（記載する件数、発注元等は任意。）
- ・受託から履行完了（制作・発送・完了報告書作成）までのスケジュール
- ・既存著作物が含まれる場合、当該著作物の入手方法や著作権等の問題の解決方法

エ 参考資料として、会社概要やポスター制作の実績等が分かる資料（パンフレットや過去に作成したポスター等）を添付することは差し支えない。

10 契約に関する基本事項について

(1) 契約方法

企画提案書の審査の結果、選定された業者と福岡県財務規則（昭和39年4月

1 日福岡県規則第 2 3 号) に基づき委託契約の締結交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次に評価の高い業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書に基づき、契約を行う業者とともに内容を確認のうえ、決定するものとする。なお、審査の結果を踏まえ、提案内容の一部変更を求めることがある。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約の相手方が保険会社との間に本県を被保険者とする上記契約保証金の額と同額以上の保険金額による履行保証保険契約を締結したとき、また、過去 2 年間、国や地方自治体などと種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらのすべてを誠実に履行した者であって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(4) 契約代金の支払い

本業務に係る支払いは、全ての契約事項の履行確認後に行う。

1 1 その他

(1) 提出された書類は、企画案の選定のみに使用する。

(2) 応募に係る経費は、全て応募者負担とする。

(3) 参加申込書、質問書及び企画提案書の提出が提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

(4) 提出された書類等は返却しないものとする。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書及び企画提案書を無効とする。

(6) 個々具体的な選定理由等は非公開とする。

(7) 受託者決定後、受託者と事務局が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と事務局との協議により決定する。

(8) 受託者決定後、受託の辞退等で契約締結に至らなかった場合は、審査において次点となった者と契約を締結する。